

報告第28号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

專決処分第17号

專 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年7月10日

つくば市長 五十嵐 立 青

損害賠償額の決定及び和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し和解する。

1 事故発生の日時

令和8年5月16日 午後9時40分頃

2 事故発生場所

つくば市みどりの東24番地 4

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■■

4 事故の概要

救急自動車が駐車場内で後退中、駐車中の相手方車両と接触し、相手方車両の前方ナンバープレートを破損させたもの

5 損害賠償額

金22,330円（過失割合 市100% 相手方0%）

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金22,330円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。